

# 端末・データあんしんパック 重要事項説明書

端末・データあんしんパックに関する重要事項説明となります。  
本書類内容をご確認いただき、ご契約になる内容をご理解いただいた上で、お申し込みください。

本書類は契約書ではありません。お申し込み前に料金および注意が必要な重要事項を説明するものです。

## 1 プラン一覧

✓ **端末・データあんしんパック** LIXWAY + 通信機器保障(台数無制限) 1,480円(税込1,628円)

なんらかのKBNサービスをご利用いただいていることが条件となります。現在KBNサービスをご利用でない場合は、本サービスのご利用対象外となります。

端末・データあんしんパックは、クラウドストレージの「LIXWAY」、スマホなどのWifi接続機器への「通信端末修理費用保険特典」をご提供するサービスです。

✓ ● **クラウドストレージ「LIXWAY」について**

クラウドストレージ「LIXWAY」をご利用するにあたり、アプリのダウンロードが必要となります。  
1ファイルの最大サイズ2GBにおいて無制限でストレージをご利用いただけます。  
1契約(ID)で3台まで同一キーコードでご利用いただけます。  
同一キーコードでご利用する場合、保存先は同一ストレージとなります。  
ご解約した場合、ストレージ内のデータは削除されます。

✓ ● **通信機器修理費用保険特典について**

利用者が所有または使用するスマホやノートパソコン、スマートウォッチなどWifiが繋がる通信機器を対象とし、本サービス提供期間中に、偶然な事故により、保険の対象について生じた損害を補償する保険です。(保険金のお支払いの対象とならない損害を除きます。)  
対象端末、お支払い対象につきましては次ページ以降をご参照ください。

## 3 ご利用料金・ご利用開始日・お支払い方法について

✓ **1. ご利用料金および最低利用期間について**

| プラン名          | 月額利用料            | 初期費用 | 最低利用期間 | 解約金                            |
|---------------|------------------|------|--------|--------------------------------|
| 端末・データあんしんパック | 1,480円(税込1,628円) | 0円   | 12ヶ月   | 最低利用期間の残多月数の基本料金をご請求させていただきます。 |

✓ **2. サービスご利用開始日について**

ご利用開始日: 受付完了日の翌月1日  
※クラウドストレージ「LIXAY」については、設定後にご利用可能です。  
※サービスご利用開始日はお申し込み後に書面で届く「アカウント情報通知書」にてご確認ください。

✓ **3. サービスご解約について**

本サービスのご解約については、**当月25日までに**弊社側が解約受付を受理したものが**当月末日にて解約**となります。

✓ **4. お支払い方法について**

※現在、KBNにご登録いただいている金融機関の口座、もしくはクレジットカードによるお支払いとなります。

# 端末・データあんしんパック 重要事項説明書

## 4 お申し込みの注意事項について



### 1. ご利用開始までの流れ

枠はお客様にご対応いただく必要がある箇所です。

お申し込みフォームからお客様情報入力

端末・データあんしんパックに関する重要事項についてご確認・同意

ご利用IDPW・マニュアルの送付

※LIXWAY(クラウドストレージ)については本時点で先行利用が可能です。  
アプリ設定後、ご利用開始をお願いします。(先行利用分料金は発生しません)

翌月1日より全てのサービスのご利用開始



### 2. お問い合わせ先

本サービスのご利用方法、または利用契約の解約およびキャンセルに関するお問い合わせ先は下記の通りです。

**KBN株式会社**

電話番号： 0877-46-5000

受付時間： 9:00 ~ 18:00

# 端末・データあんしんバック 重要事項説明書

以下は、端末・データあんしんバック内の「LIXWAY」「通信機器修理費用保険特典」のサポート範囲・補償範囲に関する重要事項説明となります。

保険金申請は下記URLもしくは右のQRコードよりお願いします

保険金申請フォーム : <https://www.sakura-ins-form.jp/form/64f68412a3d32>



## 5 LIXWAY

### (1) サービス内容

LIXWAYは1ファイルの最大サイズ2GB内においてクラウドストレージを容量無制限にてご使用いただけます。

### (2) バックアップが可能なデータ

バックアップが可能なファイルは、写真、動画、連絡先、ドキュメントファイルとなります。ファイル形式によっては、対応できないファイルもあります。

### (3) アプリインストール

LIXWAYのご利用には専用アプリのインストールが必要となります。

### (4) バックアップ方法

インストール&初期設定後、アプリを起動するたびに自動でバックアップされます。  
※バックグラウンドでの動作は致しません

### (5) 過去データの管理(世代管理)

端末のデータが消えてもLIXWAY上のバックアップデータは残りますので、万が一の端末データを削除してしまった時でも復元できます。

### (6) 注意事項

お客様の操作不備、ミスによるデータバックアップ、システム障害、通信エラー、不慮の事故などによるデータ損失については、一切の責任を負いません。

### (7) データ損失について

システム障害、通信エラー、不慮の事故によるデータ損失の場合、当社は一切の責任を負いません。

### (8) 不可抗力における影響について

天災、法令変更による当社の管理外で発生する事象については、当社は一切の責任を負いません。

## 6 通信端末修理費用保険特典

### (1) 商品の仕組み

通信端末修理費用保険は、利用者が所有または使用する各種通信端末機器を対象とし、本サービス提供期間中に、偶然な事故により、保険の対象について生じた損害を補償する保険です(保険金のお支払いの対象とならない損害を除きます。)

### (2) 保険の対象、基本となる補償、保険金額の設定方法等

#### ① 保険の対象

利用者が所有または使用する無線通信が可能な下記の表1、表2を満たす各種通信端末機器がこの保険の対象となります。

表1

|   |   |
|---|---|
| ① | 本サービス契約時点でメーカー発売日から5年以内の製品であるか、または、本サービス契約日を起算日として1年以内に購入されたことが証明できる端末。 |
| ② | 本サービス契約時に、画面割れ、ケース割れ、水漏れ等がなく、正常に動作している端末                                |
| ③ | 利用者が所有する端末  |
| ④ | 日本国内で発売されたメーカーの正規品である端末(日本法人を設立している日本国外メーカーを含む)                         |
| ⑤ | 日本国内で修理可能なもの、かつ、日本国内で購入可能な端末機器  |
| ⑥ | 電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第2条第1項第15号に定める通信が可能な端末                      |
| ⑦ | 同一事故による求償をしていない端末   |
| ⑧ | 対象機器として登録をした端末数(上限3端末)以外の端末<br>※法人申込の場合                                 |
| ⑨ | 新品で購入した端末について、自然故障した端末  |

表2

|                |   |
|----------------|---|
| 保険の対象となる主な通信機器 | パソコン(ノート型(モバイル型を含む))、タブレット端末、モバイルゲーム機、モバイル音楽プレイヤー、モバイルルーター、スマートフォン、Wi-Fi内蔵テレビ |
|----------------|---|

なお、お引受けできる通信端末機器は、次の(1)および(2)の要件を満たす必要があります。

(1) 正常に全機能が動作するもの

(2) 次のいずれかの条件を満たすもの

日本国内で販売されたメーカー(日本法人を設立している日本国外メーカーを含みます。)純正の製品および移動体通信事業者(仮想移動体通信事業者を含みます。)によって販売された製品

次のものは、この保険では保険の対象となりません。

通信端末に挿入して使用するSIMカード、メモリーカード、電池パック等および充電器、ACアダプター、付属ケーブル等の付属品、ヘッドホン、イヤホン等

#### ② 基本となる補償

保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。(詳細は、規約をご参照ください。)

#### ■ 保険金をお支払いする主な場合

偶然な事故による次のような損害が保険金のお支払対象となります。

- 外装破損・損壊
- 水濡れ
- 故障(ただし、経年劣化によるものは対象外とします。)
- 盗難
- 全損 等

# 端末・データあんしんパック 重要事項説明書

## ■保険金をお支払いしない主な場合

- ご契約者、利用者または保険金の受取人(\*1)・これらの者の法定代理人・これらの者の業務に従事する使用人の故意もしくは重大な過失または法令違反
  - 利用者として生計を同じくする親族の故意
  - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動、それらによって発生した事故の拡大・秩序の混乱および発生原因が何であるかにかかわらず、前記「■保険金をお支払いする主な場合」の損害の直接の原因となった事故のそれらの事由による拡大(\*2)
  - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波、それらによって発生した事故の拡大・秩序の混乱および発生原因が何であるかにかかわらず、前記「■保険金をお支払いする主な場合」の損害の直接の原因となった事故のそれらの事由による拡大(\*2)
  - 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特異性による事故・これら以外の放射線照射または放射能汚染、それらによって発生した事故の拡大・秩序の混乱および発生原因が何であるかにかかわらず、前記「■保険金をお支払いする主な場合」の損害の直接の原因となった事故のそれらの事由による拡大(\*2)
  - 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災
  - 台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災。ただし、保険の対象が屋外に所在する場合に限りません。
  - 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置による場合を除きます。
  - 保険の対象に対する加工(修理を除きます。)。ただし、加工着手後に生じた場合に限りません。
  - 保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業場上の過失または技術の拙劣。ただし、これらの事由によって火災または破裂・爆発が発生した場合を除きます。
  - 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等
  - 保険の目的のメーカーまたは販売会社が、自らの決定または行政庁の命令に基づいて、瑕疵の存在する(瑕疵の存在が推定される場合を含みます。)製品を対象として回収または修理を行った場合における、回収の原因または修理の対象となる事由
  - 購入から1年以内のメーカーの瑕疵
  - 詐欺または横領
  - 置き忘れまたは紛失等
- (\*1)これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。  
(\*2)事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

## ③お支払いする保険金

この保険でお支払いする保険金は次のとおりです。  
※詳細は、規約をご確認ください。

### 修理費用保険金

- 利用者が所有または使用する通信端末機器に外装破損・損壊、水濡れ、全損および故障が発生し、保険の対象である通信端末機器が修理または有償交換された場合に、修理または有償交換に要した費用を保険金としてお支払いします。
- お支払いする修理費用保険金は保険金額を限度とします。
- 修理費用保険金のお支払いが特約書に記載の年間上限金額に達した場合は、その年の保険金請求は行えません。
- 免責金額が設定されている場合は、修理費用保険金から免責金額を控除してお支払いします。

### 修理不能保険金

- 利用者が所有または使用する通信端末機器に外装破損・損壊、水濡れ、全損、故障、および盗難が発生し、保険の対象である通信端末機器が修理または有償交換できなかった場合に、保険の対象である通信端末機器の購入価格または保険証券記載の修理不能保険金額のいずれか小さい額を保険金としてお支払いします。
- お支払いする修理不能保険金は保険金額を限度とします。
- 修理不能保険金のお支払いが特約書に記載の年間上限金額に達した場合は、その年の保険金請求は行えません。
- 免責金額特約が設定されている場合は、修理不能保険金から免責金額を控除してお支払いします。

## ④主な特約

この保険には、下記の特約がセットになっています。  
※詳細は、規約をご確認ください。

- 保険金支払回数に関する特約:無制限
- 特定危険補償対象外特約:「盗難危険不担保(国外のみ)」  
国外での盗難を保険の対象外とします。(日本国内の盗難は保険対象となります。)
- 免責金額特約:0円

## ⑤保険金額の設定

修理費用保険金額は、年間10万円とします。  
この金額を超えて保険金は支払われません。また、修理不能保険金額は、修理費用保険金額の50%とします。

## ⑥保険期間および補償の開始・終了時期

保険期間は、本サービスの申込日の属する月の翌月1日から始まり、本サービスを解約した解約日をもって本サービスの提供を終了します。除責任は、始期日の午前0時(\*)に始まり、満期日の午後12時に終わります。

## (3)満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金および契約者配当金はありません。

## (4)補償の重複に関するご注意

- 補償内容が同様の保険契約(特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からも補償されることもありますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合もあります。

## (5)保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

## (6)事故が起こったとき

損害が生じたことを知った場合は、遅滞なく弊社にご連絡ください。

- (1)保険金のご請求にあたっては、「保険約款」に定める書類のほか、次の書類をご提出いただく場合があります。  
(その他事故の状況に応じて必要な書類をご提出いただく場合があります。)
  - 損害額を証明する書類(被害が生じた物の価格を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書、既に支払いがなされた場合はその領収書および被害が生じた物の写真や画像データを含みます。)
  - 保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、利用者に保険金を支払うときは質権者または譲渡担保権者からの保険金支払指図書
  - 利用者が死亡した場合は、利用者の除籍および利用者すべての法定相続人を確認できる 戸籍謄本
  - 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
  - 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- (2)保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
  - (3)弊社はお客様より保険金請求書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる項目の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、弊社は「保険約款」に定める期日までに保険金をお支払いします。
  - (4)意思判断能力を著しく失った場合等、利用者に保険金を請求できない事情がある場合には、利用者の親族が代理人として利用者に代わって保険金を請求できる場合があります。

## (7)告知義務

申込書等には、ご契約に関する重要な事項(告知事項)が含まれています。ご契約時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- 主な通知事項
- 保険の対象
- 他の保険契約等

## (8)通知義務

ご契約後に通知事項に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく弊社までご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険期間の途中であってもご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないこと(\*)があります。  
(\*)ご連絡をいただいた結果、追加保険料が発生し、かつ、通知事項との間に因果関係がある場合に限りません。

- 主な通知事項
- 保険の対象の変更 ●保険の対象の譲渡
- ご契約者の住所または連絡先の変更
- 上記のほか、弊社に通知すべき旨定められている事実が発生した場合